

中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会報告書(概要)

1. はじめに

看護師等の人材確保の促進に関する法律(以下「人材確保法」という。)に基づき、厚生労働大臣は、日本看護協会を中央ナースセンターに指定しているが、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書の改革への提言を踏まえ、中央ナースセンターの指定の在り方について検討を行った。

2. 指定の在り方について

(1)指定制度の趣旨等

中央ナースセンターは、人材確保法により都道府県ナースセンターの業務に関する連絡調整及び援助を行うこと等の業務を行うものとされている。このうち、看護師等についての無料職業紹介は同法制定以前からナースバンク事業として行われており、ナースセンターはこのナースバンク事業を内容的に発展・強化し、指定法人として法定化したものである。

(2)業務の現況

中央ナースセンターは、ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の運用を行っているが、同システムを通じた無料職業紹介は、平成22年度に1万2404人の就職者数があった。この他に、ナースセンターでは、再就職希望者に対する研修や看護に関する啓発活動などの各種の事業を実施している。

(3)指定制度の必要性

平成23年から平成27年までの「第七次看護職員需給見通し」を着実に実現していくためには、定着促進、養成促進のほか、再就業支援の一層の促進が必要不可欠である。ナースバンク事業は、ハローワークと連携した取組みで再就業支援の効果を増大させることが期待されている。

また、都道府県ナースセンターは、中央ナースセンターによる NCCS 等の連絡調整業務により円滑な事業展開が可能となっている。これらの事業に対しては、公的な財政支援が行われており、重複投資を回避し、業務の効率化を図る観点から指定法人制度を維持することはやむを得ない。

(4)指定先の選定方法等

日本看護協会に対する中央ナースセンターの指定は、法制定以前からナースバンク事業を支えてきた職能団体であることを考慮してなされたものである。

指定後20年近くにわたって中央と都道府県の職能団体は相互に連携してナースバンク事業等の業務を継続して実施し、NCCSの運用を始め様々なノウハウが蓄積され、一定の成果を挙げてきた。

他方、指定法人の指定に関してより手続面での透明性が求められるようになってきており、中央ナースセンターの指定に係る公募を行うべきとの意見もあった。

当面は現在の中央ナースセンターが業務を継続するが、今後、法改正により中央ナースセンターの業務を見直すとき、人材確保法に基づく基本的な指針の変更を行うときには、改めて中央ナースセンターの指定について見直すべきである。

なお、中央ナースセンターは、都道府県ナースセンターとの連絡調整業務など継続性が重視されることから短期的な指定の見直しは馴染まない。

3. おわりに

中央ナースセンターは、人材確保法の趣旨を踏まえ、多様な看護の現場で看護職員として働きたい者を支援できるよう、医療関係団体と協力しつつ看護職員の確保対策の強化を図っていくべきである。

また、都道府県ナースセンターと比較して実施している事業の内容が分かりにくいことから、今後とも事業運営の透明性の確保を図るべきである。